

島根県報

第一、四七八号

平成十五年六月十三日

(金曜日)

告示

目次

- 平成十五年六月定例県議会の招集 (財政課) 一
- 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障害者福祉課) 一
- 土地改良区の役員の内任 (農村整備課) 二
- 土地改良区の役員の内任及び退任 (三件) () 二
- 県営土地改良事業の工事の完了 () 五
- 保安林の指定 (森林整備課) 五
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (経営支援課) 五
- 地籍調査の成果の認証 (用地対策課) 六
- 選管告示
 - 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消 () 六
 - 不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更 () 七
 - 不在者投票を行うことができる施設の指定 () 七
- 正誤
 - 平成十五年五月二十七日付け島根県報第一、四七三号 (障害者福祉課) 七
 - 平成十五年三月二十八日付け島根県報第一、四五六号 (林業課) 七

告示

示

島根県告示第五百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定に基づき、平成十五年六月二十三日定例県議会在松江市に招集するので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年六月十三日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百三十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年島根県規則第十七号)第二条の規定により告示する。

平成十五年六月十三日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
殿本美奈子	眼科	松江市立病院	松江市灘町一〇一	平成十五年六月四日
齋藤 慎爾	呼吸器内科	松江市立病院	松江市灘町一〇一	"
嘉本 慎也	整形外科	松江市立病院	松江市灘町一〇一	"
栗岡 聡一	内科	松江市立病院	松江市灘町一〇一	"
久保田智香	小児科	国立療養所松江病院	松江市上乃木五丁目八番三十一号	"

井上 政弥	稟 賢一	石坂 直也	浅井 泰雅	岡田 昌彦	酒井 浩光	吉富 裕之	星野弘太郎	塩田 撰成	佐伯 有祐	吉賀 康裕	和田 靖明	玉井 伸幸	平岩 里佳
内科	整形外科	整形外科	神経内科	内科 心臓血管外科	内科	内科	整形外科	外科	眼科	循環器科	循環器科	外科	小児科
日原共存病院	玉造厚生年金病院	玉造厚生年金病院	済生会江津総合病院	頓原町立頓原病院	頓原町立頓原病院	仁多町立仁多病院	済生会江津総合病院	済生会江津総合病院	済生会江津総合病院	県立中央病院	県立中央病院	国立浜田病院	東部島根心身障害医療福祉センター
鹿足郡日原町大字枕瀬二一八一八	八束郡玉湯町大字湯町一―二	八束郡玉湯町大字湯町一―二	江津市江津町一五五一	飯石郡頓原町大字頓原村二〇六〇	飯石郡頓原町大字頓原村二〇六〇	仁多郡仁多町大字三成一六二二―一	江津市江津町一五五一	江津市江津町一五五一	江津市江津町一五五一	出雲市姫原四丁目一―	出雲市姫原四丁目一―	浜田市黒川町三七四八	松江市東生馬町一五一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

柿丸 知之	整形外科	国立浜田病院	浜田市黒川町三七四八	〃
富田 桂公	内科	広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬一九三一	〃

島根県告示第五百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年六月十三日

島根県知事 澄 田 信義

浜田市土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事 石田 熊雄 浜田市田橋町三一番地

二 就任年月日

平成十五年三月二十八日

島根県告示第五百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年六月十三日

島根県知事 澄 田 信義

大田市三瓶土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所
理事

大國 幸生 大田市山口町山口三三四番地一
 俵 保夫 大田市三瓶町志学口二八一番地二
 小丸 幸男 大田市三瓶町志学口三五七番地
 石田 光男 大田市三瓶町志学口四九五番地
 大草 源司 大田市三瓶町志学口四一八番地
 藤井 好文 大田市三瓶町志学口八六二番地四
 三谷 光 大田市三瓶町志学口三一六番地
 川上 博美 大田市三瓶町多根イ三三四番地一
 米原 行男 大田市山口町山口二五九番地
 須藤 光行 大田市山口町山口三二二番地
 大國 武 大田市山口町山口二九二番地
 林 定義 大田市三瓶町多根イ五一八番地
 古志 雅哉 大田市山口町山口四二九番地
 杉本 弘 大田市三瓶町多根イ六七四番地
 三浦 英範 大田市山口町山口五八九番地二
 原田 進 大田市三瓶町池田一九九五番地
 小谷 正美 大田市三瓶町池田一五五番地
 原田 忠芳 大田市三瓶町池田二〇二二番地
 大谷 義富 大田市三瓶町池田七四七番地
 前坂 定美 大田市三瓶町池田二三九番地
 柳浦 好則 大田市三瓶町池田一九九番地
 松尾 操 大田市三瓶町池田三二一番地
 市 俊治 大田市三瓶町池田三二七二番地二
 湯浅 英行 大田市三瓶町池田二一九番地五
 宮脇 久喜 大田市三瓶町池田七〇九番地一
 監事
 田中 貢 大田市三瓶町志学口四〇〇番地
 児玉 賢次 大田市三瓶町志学口三九四番地一
 織田 一夫 大田市三瓶町多根イ二七六番地一〇

大谷 正幸 大田市三瓶町多根九五八番地三
 藤原 真章 大田市三瓶町池田二二〇〇番地四
 小原 実 大田市三瓶町池田三五六番地四
 二 就任年月日
 平成十五年三月三十一日
 三 退任した役員の名及び住所
 理事
 奥野 昌平 大田市大田町大田口三〇二番地三
 俵 保夫 大田市三瓶町志学口二八一番地二
 小丸 幸男 大田市三瓶町志学口三五七番地
 石田 光男 大田市三瓶町志学口四九五番地
 大草 源司 大田市三瓶町志学口四一五番地三
 高橋 益清 大田市三瓶町志学口二四七番地
 藤井 好文 大田市三瓶町志学口八六二番地四
 三谷 光 大田市三瓶町志学口三一六番地
 大國 幸生 大田市山口町山口三三四番地一
 川上 博美 大田市三瓶町多根イ三三四番地一
 米原 行男 大田市山口町山口二五九番地
 須藤 光行 大田市山口町山口三二二番地
 大國 武 大田市山口町山口二九二番地
 古志 雅哉 大田市山口町山口四二九番地
 林 定義 大田市三瓶町多根イ五一八番地
 杉本 弘 大田市三瓶町多根イ六七四番地
 三浦 英範 大田市山口町山口五八九番地二
 原田 進 大田市三瓶町池田一九九五番地
 小谷 正美 大田市三瓶町池田一五五番地
 原田 忠義 大田市三瓶町池田二〇二二番地
 大谷 義富 大田市三瓶町池田七四七番地
 前坂 定美 大田市三瓶町池田二三九番地

柳浦 好則 大田市三瓶町池田一九九番地

松尾 操 大田市三瓶町池田三二一番地

市 俊治 大田市三瓶町池田三二七二番地二

湯浅 英行 大田市三瓶町池田二一九番地五

宮脇 久喜 大田市三瓶町池田七〇九番地一

監事

田中 貢 大田市三瓶町志学口四〇〇番地

児玉 賢次 大田市三瓶町志学口三九四番地一

竹下 秀治 大田市三瓶町志学八一九一番地

織田 一夫 大田市三瓶町多根イ二七六番地一〇

大谷 正幸 大田市三瓶町多根九五八番地三

藤原 真章 大田市三瓶町池田二二〇〇番地四

小原 実 大田市三瓶町池田三五六番地四

島根県告示第五百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年六月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市富山町才坂土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

竹下 勇 大田市富山町才坂二二〇番地一

竹下 和幸 大田市富山町才坂六三番地

大谷 幸雄 大田市富山町才坂五一八番地一

田中 一成 大田市富山町才坂一四八九番地四

錦織 忠明 大田市富山町才坂四二六番地三

監事

大谷 毅 大田市富山町才坂二五〇番地

竹下 満 大田市富山町才坂一四九番地

二 就任年月日

平成十五年四月二十五日

三 退任した役員の氏名及び住所

理事

竹下 勇 大田市富山町才坂二二〇番地一

竹下 和幸 大田市富山町才坂六三番地

大谷 幸雄 大田市富山町才坂五一八番地一

田中 一成 大田市富山町才坂一四八九番地四

錦織 忠明 大田市富山町才坂四二六番地三

監事

大谷 毅 大田市富山町才坂二五〇番地

竹下 満 大田市富山町才坂一四九番地

島根県告示第五百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年六月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

平田市中央土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

監事

和田 義弘 大田市久手町刺鹿一一九八番地

二 就任年月日

平成十四年十二月十六日

三 退任した役員の名及び住所

監事

河上 巖 大田市久手町刺鹿二四七一番地

島根県告示第五百三十五号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年六月十三日

島根県知事 澄 田 信義

事業名	完了年月日
阿井地区 用排水施設事業(県営土地改良総合整備事業)	平成十五年三月二十七日
阿井地区 農道事業(県営土地改良総合整備事業)	平成十三年十二月十日
阿井地区 暗渠排水事業(県営土地改良総合整備事業)	平成十四年二月二十日
阿井地区 客土事業(県営土地改良総合整備事業)	平成十三年三月二十八日

島根県告示第五百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年六月十三日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林の所在場所

能義郡伯太町大字下十年畑六一五、六一六、六一七の一、六一七の二、六一八の一、六一九の一、六二〇の一、六二一の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第五百三十七号

島根県告示第五百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年六月十三日

島根県知事 澄 田 信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ジュンテンドー新川本店 島根県邑智郡川本町大字因原五六三番地一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正 島根県益田市下本郷町二〇

六番地五

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚道正 島根県益田市下本郷町二〇
六番地五

4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年一月三十一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、六七五・四四平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
一一一 台 店舗所在地内

(二) 駐輪場の位置及び収容台数
二〇 台 店舗所在地内

(三) 荷さばき施設の位置及び面積
一四一・二三平方メートル 店舗所在地内

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
四二・三〇立法メートル 店舗所在地内

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
四カ所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十二時まで

二 届出年月日 平成十五年五月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所
川本町企画財政課(邑智郡川本町大字川本五四五番地一)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容
(五) 意見を述べる理由

3 その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第五百三十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年六月十三日

島根県知事 澄 田 信 義

川本町	平成十二年 十四年度	調査を行 った者の 名称	調査を行 った時期	成果の名称	調査を行 った 地域	認証年月日
				地籍図 地籍簿	川本(4)	平成十五年六月三日

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条の規定により準用する公職選挙法施行

令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成十五年六月十三日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

指定を取り消した施設

施設の名称	所在地	指定取消年月日
第二出雲市民病院	出雲市知井宮町二三八	平成十五年五月三十日

島根県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成十五年六月十三日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

施設の名称及び所在地	変更事項	変更後				
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>養護老人ホーム江川荘</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>邑智郡川本町大字因原九六一</td> </tr> </table>	名称	養護老人ホーム江川荘	所在地	邑智郡川本町大字因原九六一	施設の所在地	邑智郡川本町大字因原五一八一
名称	養護老人ホーム江川荘					
所在地	邑智郡川本町大字因原九六一					
<table border="1"> <tr> <td>施設名称</td> <td>特別養護老人ホーム 島根県立偕生園</td> </tr> <tr> <td>番地</td> <td>浜田市黒川町一九六番地一</td> </tr> </table>	施設名称	特別養護老人ホーム 島根県立偕生園	番地	浜田市黒川町一九六番地一	施設の名称	特別養護老人ホーム 偕生園
施設名称	特別養護老人ホーム 島根県立偕生園					
番地	浜田市黒川町一九六番地一					

島根県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十五年六月十三日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

施設の名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームシルバリーフつわの	鹿足郡津和野町大字後田ロ二二六番地	平成十五年五月三十日

正 誤

平成十五年五月二十七日付け島根県報第一、四七三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
二	上	始めから六	山崎 聖児	山崎 整児

平成十五年三月二十八日付け島根県報第一、四五六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

毎週火・金曜日発行

四	ページ
下	段
始めから十五	行
金	木 材 産 業 高 度 化 推 進 資 金
	誤
	木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金
	正

平成十五年六月十三日印刷
平成十五年六月十三日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町
松江市学園南
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)